

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第41条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第41条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。